

令和8年1月27日
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部子ども家庭支援課
(担当:三島・石井 TEL:222-3939)

京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システムの構築業務に関する受託事業者の公募について (プロポーザル説明書)

母子父子寡婦福祉資金貸付システムの構築業務に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づき実施している母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、令和2年度から現行システムの稼働を開始し、これまで様々な法・制度改正に伴うシステム改修を行ってきたが、令和8年度末に現行システムのサポートが全て終了することとなった。

そのため、令和9年度以降も引き続き貸付及び償還事務の効率的な実施及び利用者等の個人情報の適切な管理を行えるよう、新たなシステムの再構築を行うものである。

2 委託業務の内容

(1) 件名

京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

(3) 委託内容

別紙1「京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3 契約上限額

金28,128,210円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、令和9年1月から令和13年度末までの期間における本システムに係る運用保守の経費の上限額は、年間5,131,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。なお、上記委託金額上限額には含まない。）とする。

4 プロポーザルの参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）であること。なお、競争入札参加有資格者

でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。

イ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。

エ 地方公共団体及びその他の公共団体等において、本業務に関する業務を受注した実績を有していること。

オ 団体又はその職員が暴力団の構成員ではないこと。

(2) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、全ての事業者が上記(1)を満たしていること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書等の提出時に「京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システムの再構築業務に係る協定書」（様式6）を併せて提出すること。

(3) 仮稼動を経て、令和9年1月にはシステムの本稼動が可能であること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参して提出すること。（提出先は、後記「11 問合せ先及び提出先」のとおり）

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部（後記ア(イ)及び(カ)）には、機密として取り扱う情報を含むため、別途手交することとする。

ア 交付書類

(ア) 京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関する受託事業者の公募について（本書）

(イ) 京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関するプロポーザル仕様書（別紙1、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3）

(ウ) 京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙2）

(エ) 提案内容評価要領（別紙3）

(オ) 提案内容評価表（別紙4）

(カ) 京都市情報セキュリティ対策基準

イ 上記ア(イ)及び(カ)の手交について

(ア) 手交期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月3日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

(イ) 手交方法

「京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印したものと引き換えに後記「1.1 問合せ及び提出先」において交付する。事前に本市担当者に連絡のうえ、来庁すること。

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。

(イ) 会社概要（様式3）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者について会社概要を提出すること。

(ウ) プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISM）などによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証明する書類（写しでも可）

イ 提出部数 各2部

ウ 提出期限

令和8年2月4日（水）17時（必着）

(3) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

(イ) 見積書（様式4）

(ウ) 経費内訳書（様式5）

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システムの再構築業務に係る協定書（様式6）を併せて提出すること。

イ 提出部数

別紙2「京都市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」のとおり

ウ 提出期限

令和8年2月18日（水）17時（必着）

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問期限

令和8年2月5日（木）17時（必着）

質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

ア 京都市子ども若者はぐくみ子ども若者未部子ども家庭支援課（担当：三島・石井）に電子メール（kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp）で問い合わせることとし（様式は任意とする。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

イ 電子メール送信後、必ず電話（075-222-3939）により上記担当者に受信確認を行うこと。

ウ なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

令和8年2月10日（火）までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期（予定）

令和8年2月26日（木）

(2) 実施場所（予定）

京都市子ども若者はぐくみ局会議室

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地北庁舎5階）

※ 実施日時及び実施場所については、決まり次第、参加表明書の提出があった方全員に
対して連絡します。

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

イ プレゼンテーションの実施時間は、50分以内とし、企画提案の説明時間は、30分程度、本市からの質問及びその回答時間は、20分程度とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。

オ プレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること（電源コンセント
の使用は可能）。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「8 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。（令和8年3月6日（金）までに発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和8年3月12日（木）17時までに書面で、京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課まで提出すること。

ウ 提出は持参または郵送によるものとし、電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、令和8年3月16日（月）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

ア 受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

イ なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和8年12月31日までとする。

なお、次年度以降も年度ごとに運用保守等に関する契約を締結する想定をしているが、確約するものではない。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、システムの運用保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

全業務完了後、受託者の請求により、支払を行う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされ

ない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- エ 受託者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- オ ア、イ及びウの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。
- カ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課（担当：三島・石井）

電話：075-222-3939

FAX：075-251-1133

メールアドレス：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp